

厚労省は 12 月 2 日、新薬に対して原則 6 割になっている後発医薬品（ジェネリック）の価格を、来年 4 月から 5 割に引き下げる方針を決めた。

2016 年度の診療報酬改定に盛り込む方針で、安価な後発医薬品の使用を増やすことで医療費抑制を狙う。

2 日開かれた中央社会保険医療協議会（中医協）の薬価専門部会に引き下げ方針を提案し、大筋で了承された。

今回の引き下げ対象は、最初に保険が適用される際の薬価で、その後は薬価調査などを基に変動する。また、後発薬が 10 品目以上あって市場規模の大きいものについては、現行の 5 割を 4 割に引き下げる。研究開発費がかかるバイオ医薬品は、現行の 7 割を維持する方向だ。

政府は、2013 年度現在で 46.9%となっている後発医薬品の普及率を、2020 年度末までに 80%以上にすることを掲げている。80%まで引き上げると年 1 兆 3,000 億円の医療費削減効果があるという。（2015/12/03 厚労省 HP から）